

国民健康保険に 加入するとき やめるとき

国民健康保険に加入したり、やめたりするときは、14日以内に窓口へ届け出てください。対象になったら必ず届け出をしましょう。

●国民健康保険に加入するとき

- ・職場の健康保険などをやめたとき
- ・他の市区町村から転入したとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき

届け出が遅れると！

- ※国民健康保険税は資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。
- ※保険証がない間の医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担となります。

●国民健康保険をやめるとき

- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・他の市区町村へ転出するとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受け始めたとき
- ・後期高齢者医療制度の対象となったとき
(75歳になり、対象となる場合は届け出不要)

届け出が遅れると！

- ※他の健康保険などに加入すると、国民健康保険税を二重払いすることになります。
- ※資格を喪失した保険証で診療を受けると、国民健康保険が負担した医療費はあとで返すこととなります。

◆問い合わせ先

住民生活課 ☎0859-54-5210
中山支所総合窓口課
☎0858-58-6112
大山支所総合窓口課
☎0859-53-3311

国民健康保険・ 後期高齢者医療

新しい保険証・ 高齢受給者証を お届けします

国民健康保険被保険者証、
後期高齢者医療被保険者証、
国民健康保険高齢受給者証の
有効期限は、平成24年7月31
日となっております。8月1日
からご使用いただく新しい保

険証等は、7月中旬ごろに送付しています。

現在お持ちの古い保険証等は、8月1日以降は使用できませんので、ご自身で破棄してください。保険証等には個人情報記載してありますので、捨てる場合は内容が読み取れないよう切断してください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納がある世帯については、納付相談のあとに引き渡しとなりま

限度額適用・標準負担額減額 認定証の申請手続きを

高額な診療等を受ける場合

70歳以上の方については、

でも医療機関に認定証を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までになります。限度額は所得区分によって異なります。

70歳以上の方については、住民税非課税世帯の方のみ「標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。

70歳未満の方は、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証（住民税非課税の方）」の交付を申

請してください。現在お持ちの認定証の有効期限は、平成24年7月31日です。対象の方には7月下旬頃通知しますが、8月以降も引き続き必要な方は、改めて申

請が必要になります。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納がある世帯については、交付できない場合があります。

◆申請に必要なもの
保険証、印鑑